

試験等（レポート課題を含む）における不正行為者の処分に関する 日本語教育研究センター内規

第1条 （適用対象）

本内規において「試験」とは、筆記試験、論文考査（レポート等）を指し、以下を対象とする。

- ① 日本語教育研究センター設置科目における試験
- ② 他箇所設置科目における試験

第2条 （不正行為者の処分）

本センターにおいて実施する試験等（レポート課題を含む）において以下に例示する行為、その他故意に公正を害しようとする行為（以下、「不正行為」という。）を行った者は、管理委員会の議決により、下記の定める判断基準をもとに処分を行うこととする。

- ①他人の身代わりとなって受験し、または他人を自己の身代わりとして受験させること。
- ②不正使用の目的をもって作成された文書等を試験場に持ち込むこと。
- ③使用が許可されていない参考書・ノート等を参照すること。
- ④机等に不正な書き込みをして受験すること。
- ⑤他人の答案用紙と交換すること。
- ⑥他人の答案またはレポート等を筆写し、または筆写させること。
- ⑦私語・動作等によって不正な連絡を試みること。
- ⑧答案用紙の破棄・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事。
- ⑨剽窃行為によりレポート等を作成すること。
- ⑩その他、試験の公正を害すると認められる行為。

【不正行為を発見した場合の手続き】

不正行為を発見した場合のガイドラインを以下の通り定める。

- ①担当教員・コーディネーター（総合科目の場合）は、教務主任に通知する。
- ②教務主任と担当教員・コーディネーター（総合科目の場合）は、学生本人と面談を行い、不正行為と判断した場合は、問題点を明確にした上で、学生に反省を促し指導を行う。
- ③担当教員・コーディネーター（総合科目の場合）は、当該科目の成績評価をGとする。

第3条 （処分の通知・公表）

本内規による処分は、これを本人（委託・交換留学生の場合は本人及び委託先・本属校）および保証人に通知し、掲示により公表する。ただし、不正行為者の氏名は公表しないことができる。

付則

本内規は、2018年度春学期から適用する。